



神奈川県
KANAGAWA

返還不要

県内の私立高等学校等に進学された場合、

所得制限なく 授業料実質無償化 非課税世帯まで 入学金実質無償化

令和8年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。

(国の高等学校等就学支援金制度の改正を前提とします。)

令和7年度まで	拡充	令和8年度から
年収約 750 万円未満 (多子世帯は年収約 910 万円未満) の世帯を対象に授業料を実質無償化		所得制限なく 授業料を実質無償化

補助額の詳細については**裏面**を御確認ください。

授業料補助 上限額(予定)	入学金補助 上限額(予定)
480,000円 (県内私立高校の平均授業料)	212,000円 (県内私立高校の平均入学金)

- 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）が対象です（専攻科及び別科除く）。
- ①②を満たした場合の補助上限額です。
 - ①高等学校等就学支援金【新制度】の対象であること（外国籍の場合は対象とならないことがあります）
 - ②生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部校が県内設置）の私立高等学校等に在学
- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等に代わって受け取り、授業料等と相殺します。学校によっては、いったん授業料等を納め、後日返還する場合があります（返還の時期や方法は学校により異なりますので、詳細は学校に直接お問い合わせください）。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-3793(直通)

(受付時間:平日 8時30分～12時、13時～17時15分)

神奈川県 学費支援

検索



<参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。

2月16日に県ホームページで最新情報を掲載します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/index.html>

なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問い合わせください。



令和8年度の授業料・入学会補助額(年額)

所得区分	授業料補助	入学会補助	
年収目安 (モデル世帯) ※1	令和8年度の 「市町村民税の課税標準 額×6%—市町村民税の 調整控除の額」※2	①高等学校等就学支援金 【新制度】(国の制度)※3	②学費補助金 (県の制度)※4
生活保護世帯	令和8年1月1日時点で 生活保護		212,000円 → 授業料：480,000円 入学会：212,000円
住民税非課税 世帯	「県民税・市町村民税の所 得割額の合算額」が0円		
270万円～ 750万円未満	227,100円未満	457,200円 (通信制 337,200円)	22,800円 (通信制 142,800円) 100,000円 → 授業料：480,000円 入学会：100,000円
750万円以上	227,100円以上		→ 授業料：480,000円

※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用がほかの同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。

※3 【新制度】の対象者は(1)日本国籍を有する者、(2)特別永住者、(3)永住者、(4)日本人の配偶者等、(5)永住者の配偶者等、(6)定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、(7)家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者です。

※4 【新制度】の対象者が対象です。なお、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は入学会補助の対象となりません。

※5 補助上限額が学校の授業料や入学会を超える場合、超えた金額は支給されません。

どちらの制度も、高等学校等に入学後、
学校を通じて申請します。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住所	高校等所在地※6	高等学校等就学支援金	学費補助金※7
<保護者等・生徒ともに> 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※6 通信制の場合は本部校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設(サポート校等)に通う場合でも、本部校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。

※7 保護者等・生徒ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。また、単身赴任により保護者の方が県外在住の場合も対象となります。

高等学校等就学支援金【新制度】の対象外となる**外国籍生徒等**の
学費支援については、県ホームページをご確認ください。



神奈川県 学費支援

検索

―― その他の補助制度(返還不要です)――

③ 神奈川県高校生等奨学給付金【給付額 高校生等 1人13,030円～152,000円/年】

… 生活保護世帯、住民税非課税世帯又は年収約490万円未満の世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

―― 主な貸付制度(返還が必要です)――

④ 神奈川県高等学校奨学金…… 学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

問合せ 神奈川県教育委員会 行政部 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)

⑤ 母子父子寡婦福祉資金 …… ひとり親家庭の子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付けを行う制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

問合せ 市にお住まいの方：各市役所(福祉事務所)・区役所 町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所